

2024年度

KUJ 米田吉盛教育奨学金神奈川大学予約型奨学金募集要項

— 給付型の入学前予約型奨学金 —

1. 本奨学金の目的

本奨学金は、神奈川大学（以下「本学」という。）への入学を強く希望しながらも、経済上の理由により本学への進学が困難である成績優秀な者を支援することを目的とした給付型の入学前予約型奨学金制度です。

2. 奨学金採用候補者数

■神奈川・東京出身学生 … 100名以内

（生計維持者の自宅所在地が神奈川・東京（伊豆・小笠原諸島を除く。以下同じ。）の者）

■地方出身学生 … 100名以内

（生計維持者の自宅所在地が神奈川・東京以外の者）

3. 申請資格

次の①～⑤のすべての条件を満たしていること。

- ① 日本国籍を有する者、または永住者、定住者、日本人・永住者の配偶者・子である者
- ② 2024年3月に日本国内の高等学校（中等教育学校を含み、通信制を除く。以下同じ。）を卒業見込みの者
- ③ 本学の2024年度一般入学試験（前期）または大学入学共通テスト利用入学試験（前期）に出願予定の者
- ④ 令和4年分の主たる家計支持者及び従たる家計支持者（原則父母）の収入合計（税込年収）が700万円以下の者
- ⑤ 高等学校3学年1学期（または前期）までの評定平均値が4.0以上の者

4. 奨学金の受給条件

次の①～④のすべての条件を満たしていること。

- ①採用候補者となること（12月下旬に決定）
- ②対象の試験（3.申請資格③参照）を受験し、合格すること
- ③対象の試験（3.申請資格③参照）に合格後、入学手続を行うこと
- ④大学入学後、奨学金採用手続を行うこと

※各種推薦入学試験等、本奨学金対象の入学試験以外で合格した者が、本奨学金を受給するには、本奨学金の対象の入学試験を受験し合格した後に、入学手続の振替を行う必要があります。
なお、AO入学試験、指定校制推薦入学試験及び附属高等学校推薦入学試験で合格した者が、本奨学金の対象の入学試験を受験する場合は、同一の学部・学科に限ります。

5. 選考方法

申請書類に基づき審査を行い、採用候補者を決定します。

6. 申請書類

- ① 申請書（本学所定用紙 様式 1） ※志望理由(800 字程度)は申請フォームにて入力
- ② 調査書（厳封・開封無効）
- ③ 所得証明書（課税（非課税）証明書）コピー可
 - a. 父母両方の令和 5 年度所得証明書(令和 4 年分収入・所得の内訳と金額が記載されたもの)
 - b. 無収入の場合は、所得金額が 0 円と記載されていること。
- ④ 住民票（本人を含む世帯全員のもので、3 か月以内に取得し、続柄が記載されているもの）
*日本国籍を有しない場合は、本人の「在留資格」が記載されていること。
- ⑤ 返信用封筒（長 3 封筒に郵便番号、本人氏名及び自宅住所を記入し、84 円切手を貼付したもの）

7. 申請方法

- ①本学公式ホームページに掲載している申請フォームに必要な事項を入力し、送信してください。
- ②申請書（本学所定用紙 様式 1）に必要な事項をもれなく記載してください。
※自動返信メールに記載している ID も必ず記載してください。
- ③申請書類をすべてそろえて封筒に入れ、封筒に「予約型奨学金申請書類在中」と朱書で記入の上、申請期間内に速達簡易書留にて郵送してください。

8. 申請期間

2023 年 11 月 1 日（水）～2023 年 11 月 10 日（金）（当日消印有効）

※申請フォームへの入力も上記期間内に行ってください。

9. 書類提出先

〒221-8686 横浜市神奈川区六角橋 3-27-1 神奈川大学 学生課「学内奨学金担当」宛

10. 給付金額、給付期間

【地方出身学生】

理・工・建築・化学生命・情報学部：年額 50 万円

法・経済・経営・外国語・国際日本・人間科学部：年額 40 万円

【神奈川・東京出身学生】

理・工・建築・化学生命・情報学部：年額 30 万円

法・経済・経営・外国語・国際日本・人間科学部：年額 20 万円

原則として 4 年間給付 ※毎年継続審査があります。

11. 申請後の流れ

- ① 採用候補者として決定(12 月下旬)
 - ② 対象の入学試験を受験し、合格(2 月)
 - ③ 入学手続(2・3 月)
 - ④ 奨学金採用手続(4 月上旬)
 - ⑤ 奨学金給付(5 月末日と 10 月末日)
-

12. 採用候補者決定時期

2023年12月下旬

※結果の通知は、申請者全員に対して提出された返信用封筒にて郵送します。

13. その他の注意事項

- ① 申請入力及び提出書類に不備、または虚偽の記載事項があった場合、選考の対象外となります。
- ② 本奨学金の申請及び選考結果は、入学試験の可否に一切影響ありません。
- ③ 提出された申請書類は返還いたしません。
- ④ 奨学金の申請フォーム・提出書類に記載された氏名・住所等の個人情報、選考以外の目的で使用することは一切ありません。
- ⑤ 本学の給付型奨学金制度（給費生、新入生奨学金、地方出身学生支援奨学金、修学支援奨学金、村橋・フロンティア奨学金、神奈川大学激励奨学金（一部）、神奈川大学後援会給付奨学金）との併給は認めません。
- ⑥ 奨学生が次のいずれかに該当するときには、その資格を喪失し、支給した奨学金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
 - a. 本学学則の定めるところにより退学又は除籍となったとき。
 - b. 本学学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
 - c. 本学学則の定めるところにより標準修業年限を超えて在籍したとき。
 - d. 出願および採用手続の際に提出した書類等に虚偽の記載があることが判明したとき。
 - e. その他奨学生として不適当であると認められたとき。
- ⑦ 本奨学金募集要項、その他申請書類の入手は、本学公式ホームページよりプリントアウトしてください。

[本奨学金申請に関するお問い合わせ]

神奈川大学 学生課

〒221-8686 横浜市神奈川区六角橋 3-27-1

電話 045 (481) 5661

メールアドレス scholarship-all@kanagawa-u.ac.jp
